主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士吉田勇三郎の上告理由について。

原判決の是認した本訴請求は、不法占有に基く所有物件の引渡を求める給付の訴であるから、その請求自体で訴の利益あること明らかであつて、所論のごとき理由で訴の利益を欠くものといえないこというまでもない。それ故、所論は、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎		滕	悠	輔
裁判官	λ		江	俊	郎
裁判官	下	飯	坂	潤	夫